

## 公文書管理の在り方等に関する有識者会議（第3回）議事概要

1 日時 平成20年4月9日（水）18：00～20：00

2 場所 中央合同庁舎4号館共用第4特別会議室

3 出席者

（有識者・50音順、敬称略）

朝倉敏夫、宇賀克也、尾崎護（座長）、加藤陽子、後藤仁、高橋滋、高橋伸子、野口貴公美

（オブザーバー）

菊池光興国立公文書館長

（政府）

上川陽子公文書管理担当大臣、山本明彦内閣府副大臣、戸井田とおる内閣府大臣政務官、山本信一郎内閣府大臣官房長、村木裕隆総務省行政管理局長、山崎日出男内閣官房公文書管理検討室長

4 議事次第

(1) 開会

(2) 有識者からのヒアリング（高橋滋先生、宇賀克也先生）

(3) 論点討議

(4) 閉会

5 議事の経過

◎公文書管理法（仮称）の検討項目等に関し、高橋滋先生、宇賀克也先生より資料に基づき説明。

◎文書管理のライフサイクルと現行法令等との関係等について、山崎内閣官房公文書管理検討室長から資料に従い説明の上、フリートーキングを行った。

◎フリートーキングでの主な意見は以下のとおり。

- 海外では、それぞれ文化による違いはあるが、公文書館系の組織がたいてい歴史的文書を管理するほか、文書のライフサイクル全体について整理している。
- 作成から時間を経た「半現用」文書については原本を公文書館に移管し、写しを原課が保管するものとし、写しは情報公開法等の対象にならない仕組みをつくるべきではないか。

- 実際の公文書管理を担う職員について、専門家の育成と併せ、一般の公務員の意識醸成をするための研修が大事。
- 国立公文書館は独立行政法人から国に戻し、独立性や専門性を確保できるよう個別組織法等で措置すべき。
- 民間の貴重な文書を文書管理のプロがを見つけ、それを収受できる仕組みの検討が必要。
- 散逸した公文書等を探し集めることが重要。ただし収集にお金がかかる(購入しなければならない)とき、どうするかは検討が必要。
- 中間書庫は一部の地方自治体で導入例があるが、今後の重要な論点の一つとなろう。

◎次回は4月28日17時に開催とされ、有識者(村松岐夫先生・学習院大学教授)からのヒアリングを行うこととなった。

<文責：内閣官房公文書管理検討室（速報のため事後修正の可能性あり）>